

令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付活用事業に係る効果検証シート

No.	交付対象事業の名称	事業始期	事業終期	A 総事業費	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	効果検証		
						①事業経費の内訳	②成果(具体的な数値等を記載)	③検証(効果)
1	防犯灯電気料金支援金	R5.9	R6.3	1,494,000	①コロナ禍におけるエネルギー価格高騰の影響を受ける町会・自治会の防犯灯電気料の負担緩和のため、防犯灯の電気料に係る費用を6ヶ月分補助する。 ②補助金 ③町内自治会34区 LED防犯灯 555灯×150円×6月=500千円 その他防犯灯 666灯×300円×6月=1,200千円 ④町内自治会	防犯灯電気料金支援金 33件 1,494,000円	全34自治会中33自治会より申請(1自治会は辞退申出あり) 支援金額内訳 ・L E D:394灯×150円×6月分=356,100円 ・LED以外:633灯×300円×6月分=1,140,900円	コロナ禍を起因とする電気料金の高騰により、防犯灯を維持管理する自治会の財政状況を逼迫していたが、支援金を交付することにより、自治会の健全な運営維持の一助となった。
2	物価高騰対策畜産事業者支援金	R5.9	R5.12	8,090,000	①コロナ禍及び飼料価格の高騰により経営に大きな影響を受けている畜産農家に対し、持続可能な農業経営のための支援金を交付する。 ②支援金 ③総事業費13,200千円 支援金 補助対象12件 13,200千円 乳牛 1,100頭×10,000円=11,000千円 肉牛 1,100頭×2,000円=2,200千円 ④畜産農家	総事業費 8,090,000円 内訳 乳牛 805頭×10,000円=8,050,000円 肉牛 20頭×2,000円=40,000円	東庄町内に住所を有する酪農・肉牛農家7件へ支援金の交付を行った。	コロナ禍及び飼料価格の高騰により経営に大きな影響を受けている酪農・肉牛農家に対し支援金を交付することで、事業継続の一助となったと考えられる。
3	農業用水利組合等物価高騰対策補助金	R5.9	R6.3	1,962,929	①コロナ禍においてエネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける事業者の負担を軽減することを目的に、土地改良団体における農業水利施設に係る電気料金高騰分を補助する。 ②電気料金高騰分 ③電気料金に対して10%補助 35,000,000円×10%=3,500千円 ④土地改良団体	農業用水利組合等物価高騰対策補助金 1,962,929円	土地改良区 5件 窪野谷土地改良区 70,862円 柘沼土地改良区 642,118円 東総用水土地改良区 372,906円 干潟土地改良区 867,404円 北総東部土地改良区 9,639円	コロナウイルス感染症による原油価格の高騰及び公共料金の上昇の影響を受けた、土地改良区に対して一定以上の効果があり、事業安定と受益者負担軽減の一助となったと考えられる。
4	クーポン配布事業	R5.10	R6.3	38,127,829	①コロナ禍において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている住民に対して、町内の商店で利用できるクーポン券を配布することにより生活者を支援する。 ②通信運搬費、委託料、消耗品費 ③郵送料 244円×13,200人=3,221千円、 クーポン代 3,000円×13,200人=39,600千円、 商品券作成委託料 1,500千円、消耗品費 500千円、 換金委託料 150円×13,200人=1,980千円 ④全町民	消耗品費 67,713円 クーポン券等作成業務 441,210円 換金 35,779,000円 換金業務委託 1,839,906円	クーポン券交付人数 12,965人 使用人数 11,926人 使用率 91.99% ※使用人数は、クーポン券使用枚数jから使用人数を換算した。	燃料等の物価高騰に直面する町民に対して、消費の下支えとしてクーポン券を交付したことで生活支援の一助となったと考えられる。
5	こども園給食費助成事業	R5.4	R6.3	272,500	①コロナの影響による物価高騰に伴い値上げした給食費について、値上げ分の保護者の負担を補助する。 ②補助金 ③500円×10ヶ月×33人 ④こども園児の保護者	こども園給食費助成事業 272,500円	こども園のべ園児数 545人	コロナの影響による物価高騰に伴い値上げした給食費について、値上げ分の保護者の負担が軽減できたと考えられる。

6	小中学校給食費助成事業	R5.4	R6.3	3,926,074	①コロナの影響による物価高騰に伴い値上げした給食費について、値上げ分の保護者の負担を補助する。 ②補助金 ③小学校 500円×10ヶ月×172人 中学校 500円×10ヶ月×102人 ④小中学生の保護者	小中学校給食費助成事業 3,926,074円	小学校のべ児童数 5,050人 中学校のべ生徒数 2,963人	コロナの影響による物価高騰に伴い値上げした給食費について、値上げ分の保護者の負担が軽減できたと考えられる。
7	スクールバス燃料他高騰対策交付金	R6.3	R6.3	615,286	①コロナの影響による原油価格の高騰に伴い、スクールバスの委託業者に対し燃料高騰分の差額を支援する。 ②支援金 ③契約時の燃料価格に対し、月ごとに算出した燃料費との差額 59,636円×11月 ④スクールバス委託業者	スクールバス燃料高騰対策交付金 615,286円	スクールバス燃料高騰対策交付金として、令和5年度分 615,286円を支給した。	コロナ禍において原油価格の高騰に直面する事業者に対し燃料高騰分の差額を支給することで、スクールバス委託業者の事業継続の一助となったと考えられる。
8	障害者施設事業継続支援金	R6.3	R6.3	1,750,000	①コロナの影響による原油価格や食材費等の高騰の影響を受けている障害者施設に対し、高騰分の支援金を支給することにより、事業の継続を支援する ②支援金 ③訪問・相談施設 100千円×1事業所 通所施設 150千円×1事業所 入所(39人以下)施設 200千円×2事業所 入所(40人以上)施設 300千円×3事業所 ④町内障害者施設	障害者福祉施設等物価高騰対策支援金 通所施設 150千円×1事業所 入所(39人以下)施設 200千円×2事業所 入所(40人以上)施設 300千円×4事業所=1,200千円	町内障害者福祉施設等7施設に支援金を合計1,750,000円支給	コロナの影響による原油価格や食材費等の高騰の影響を受けている障害者福祉施設等に、支援金を支給することで、事業継続の一助となったと考えられる。
9	保育所事業継続支援金	R6.3	R6.3	690,000	①コロナの影響による食材費等の高騰を受けている保育所に対し、高騰分の支援金を支給することにより、事業の継続を支援する ②支援金 ③230児童×3千円 ④町内保育所	保育所物価高騰対策支援金 (町内保育所3園) 690,000円	町内保育所3園へ690千円交付	物価高騰による光熱費や、食材費の値上がりへの対策の一助となったと考えられる。
10	放課後児童クラブ事業継続支援金	R6.3	R6.3	120,000	①コロナの影響による食材費等の高騰の影響を受けている放課後児童クラブに対し、高騰分の支援金を支給することにより、事業の継続を支援する ②支援金 ③放課後児童健全育成事業所120千円×1施設 ④町内放課後児童クラブ	放課後健全事業物価高騰対策支援金 120,000円	事業委託先の社会福祉法人へ120千円交付。	物価高騰による光熱費や、おやつ等の値上がりへの対策の一助となったと考えられる。
11	介護施設事業継続支援金	R6.3	R6.3	2,350,000	①コロナの影響による原油価格や食材費等の高騰の影響を受けている介護施設に対し、高騰分の支援金を支給することにより、事業の継続を支援する ②支援金 ③訪問 100千円×2事業所 通所施設 150千円×7事業所 入所(29人以下)施設 200千円×1事業所 入所(30人以上)施設 300千円×3事業所 ④町内介護施設	介護施設等物価高騰対策支援金 訪問 100千円×2事業所= 200千円 通所施設 150千円×7事業所=1,050千円 入所(29人以下)施設 200千円×1事業所= 200千円 入所(30人以上)施設 300千円×3事業所= 900千円	町内介護施設等13施設に支援金を合計2,350,000円支給	コロナの影響による原油価格や食材費等の高騰の影響を受けている介護施設等に、支援金を支給することで、事業継続の一助となったと考えられる。

12	医療機関事業継続支援金	R6.3	R6.3	1,260,000	<p>①コロナの影響による物価高騰の影響を受けている医療機関に対し、高騰分の支援金を支給することにより、事業の継続を支援する</p> <p>②支援金</p> <p>③一般診療所 180千円×2施設 歯科診療所 180千円×5施設</p> <p>④町内医療機関</p>	医療機関物価高騰対策支援金 180,000円×7施設=1,260,000円	町内医療機関(医科2施設・歯科7施設)に対し、支援金を合計126万円交付	コロナ禍において光熱費や医療材料費等の物価高騰による影響を受けた医療機関に対し支援金を交付することで、地域における医療提供体制の確保の一助になったと考えられる。
13	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金【低所得者世帯給付金】	R5.6	R6.1	45,300,000	<p>①コロナ禍における電力・ガス料金、食料品価格等の高騰に伴う影響を考慮して、住民税非課税世帯等に対して給付金(1世帯あたり3万円)を支給する。</p> <p>②住民税非課税世帯等への給付金</p> <p>③給付金 R5年度分の住民税非課税世帯 1508世帯×30千円 家計急変世帯 2世帯×30千円</p> <p>④ R5年度分の住民税非課税世帯(1508世帯) 家計急変世帯(2世帯)</p>	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金【低所得者世帯給付金】 R5年度分の住民税非課税世帯 1508世帯×30千円 家計急変世帯 2世帯×30千円	R5年度分の住民税非課税世帯(1508世帯)へ45,240千円、家計急変世帯(2世帯)へ60千円、合計45,300千円を支給	コロナ禍における電力・ガス料金、食料品価格等の高騰に伴う影響を受ける住民税非課税世帯等に対し給付金を支給することで、生活支援の一助になったと考えられる。
14	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(事務費)	R5.6	R6.1	3,399,775	<p>①コロナ禍における電力・ガス料金、食料品価格等の高騰に伴う影響を考慮して、住民税非課税世帯等に対して給付金(1世帯あたり3万円)を支給するにあたって必要な事務経費</p> <p>②住民税非課税世帯等への給付金に係る事務費</p> <p>③事務費 3,400千円 事務委託1,331千円、振込手数料171千円 システム委託913千円、郵便料380千円、消耗品605千円</p> <p>④ R5年度分の住民税非課税世帯(1508世帯) 家計急変世帯(2世帯)</p>	住民税非課税世帯等に対して給付金(1世帯あたり3万円)を支給するにあたって必要な事務経費【事務費 3,400千円】 事務委託1,331千円、振込手数料171千円 システム委託913千円、郵便料380千円、消耗品605千円	住民税非課税世帯等に対して給付金(1世帯あたり3万円)を支給するにあたって必要な事務経費3,400千円の支出	コロナ禍における電力・ガス料金、食料品価格等の高騰に伴う影響を受ける住民税非課税世帯等に対し給付金を支給するため、必要な事務費を執行したことで、生活支援の一助になったと考えられる。